

留総総 176号

令和2年7月1日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

令和元年度財政援助団体等監査結果に基づく措置について

令和2年3月31日付留監第221号で報告のあった監査結果のうち、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

(総務部総務課総務係)

財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

(4) 指定管理者の監査結果

① 指摘事項なし

② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 協定書第24条第2項に定める毎月の報告書について、一部提出されていないものが見受けられた。協定書の規定に従い適切な処理を行われたい。

また、当該書類については、提出の是非について検討する余地もあるものと思われるので、所管部局と協議願いたい。

→ 令和2年度より作成する報告書及び関係書類は、協定書第24条第2項に定めるものを市に提出する。

イ 事業計画と実績報告に記載された事業名が統一されておらず、計画した事業の実施状況の確認が難解なもの、事業計画に記載された事業の実績報告への記載が漏れているものが見受けられたので、再確認の上、整理願いたい。

→ 指定管理業務で作成する関係書類は統一された事業名となるよう作成し、記載漏れがないよう十分確認を行う。

ウ 指定管理者自体の通常総会や理事会などを指定管理事業として施設利用をしているが、指定管理事業には含まれない。事業の考え方について精査願いたい。

→ NPO法人として施設を利用する場合は、団体利用として整理する。

③ 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

ア 「施設利用及び講演の教材等にかかる実費徴収について」(H24.05.11 市長了承)を用いているが、前々期の協定期間中に承認したものであり、協定締結ごとに協議と了承が必要である。

→ 以降は協定締結ごとに協議する。

④ 指摘事項なし

⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ア 旅費の支出について、指定管理業務外と思われるものが含まれているので、支出区分について確認願いたい。

→ 指定管理業務とそれ以外の業務の支出区分を適切になるよう整理する。

イ 指定管理業務における会計の独立性を確保するため、契約に用いる名称、受理する請求書や領収書の宛名などは「留萌市健康づくり交流センター指定管理者〇〇〇〇」に統一することが望ましい。

→ 指定管理業務における会計の独立性が確保できる表現を検討する。

⑥ 指摘事項なし

⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

ア 障がい者支援施設の施設利用など、「るもい健康の駅」管理基準の手続きを簡素化して対応しているものがあるが、その対応が必要なものであれば、あらかじめ管理基準に定めておくことが望ましい。

→ 対応の必要性を市と十分検討し、必要と認められる場合は管理基準に明記する。

イ 経理規定について、誤記載や矛盾を生じている箇所が見受けられるため、所要の整理を行われたい。

→ 正確な経理事務を遂行できるよう十分確認を行う。

⑧ その他

ア 利用申込書について、記載すべき欄を未記載のまま受理しているもの、「健康づくりとの関連性（内容）」欄の記載内容に疑義があるものが見受けられたため、申込書の取り扱いについて検討願いたい。

→ 健康づくりとの関連性を十分に確認して判断するとともに、書類の記載漏れがないよう十分確認を行う。

(5) 所管部局の関係書類の監査結果

① 指摘事項なし

② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ア 手続要項に申込資格の明示がなく、申込資格に関する申立書について記載すべき、要項5.(2)⑤中、「2の(2)の③から⑤まで～」はあてはまる項目が欠落しているなど、矛盾が散見されるため内容の整理が必要と思われる。

→ 次期選定手続きまでに、内容を整理する。

③ 指摘事項なし

④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ア 協定書（別紙 1）3 中、「指定管理者の選定手続要項」について、様々な名称を用いており、整理が必要である。

→ 次期選定手続きまでに、文言等を整理する。

イ 実費の徴収について、「施設利用及び講演の教材等にかかる実費徴収について」（H24.5.11 市長了承）を用いているが、前々期の協定期間中に承認したものであり、協定締結ごとに了承が必要である。

→ 指定管理者と協議し、以降は協定締結ごとに判断する。

ウ 基本協定書第 47 条中、「規定」は「規程」の誤りである。

→ 次期選定手続きまでに、文言等を整理する。

エ 協定書（別紙 3）中、「著しい」や「影響を及ぼす」の一定の基準を定めておらず、5%とした前例があることから踏襲して運用してきた経緯はあるが、すでに当時の経緯もあいまいとなっていており、市として決定書等により指針を定めておくことが望ましい。

→ 市として決定書等により指針を定めることを検討する。

オ 仕様書文中に誤記載や不整合な部分が見受けられるので、確認の上整理願いたい。

→ 次期選定手続きまでに、文言等を整理する。

カ 手続要項 10（3）及び仕様書 8（3）（※一つ目）において施設の使用許可等を指定管理業務として定めており、手続要項 9（5）では、利用許可等の処分を留萌市行政手続条例の定めに従い行うこととしているが、行政処分に該当しないものと思われる。

→ 次期選定手続きまでに、文言等を整理する。

キ 館内警備業務委託の承諾について、前期協定期間中から引き続き委託しているが、協定期間を超えて承諾することはできないものと思われる。協定期間に応じた委託が困難な場合は、警備業務の契約を市が担当するなど、分担の見直しが必要と思われる。

→ 協定期間内での契約が可能か、受託業者と協議する。困難な場合、次期は市が直接契約するなどの対策を講じる。

ク 協定書第13条第2項は、基本協定書、募集要項及び業務計画書の間にも矛盾・そごがある場合の解釈の優先度を定めているが、本来、矛盾やそごはあるべきではなく、協定書が誤っている場合や基本協定書よりも募集要項を優先させた方が両者にとって有益な場合も考えられる。また、同条第3項では、「業務計画書の水準が仕様書を上回る場合は業務計画書に示された水準による」とあるが、その水準の考え方に相違が生じる場合もあるため、協議が必要と思われる。

→ 「公の施設に係る指定管理者制度の運用に関する手引」の見直しの中で、協定書等に必要事項を適正に記載していく。

ケ 市から別に委託された事業が自主事業として計画され、所管部局はそれを承認しているが、指定管理事業と他に市から委託された事業はそれぞれ独立したものであり、指定管理業務の事業計画に記載する必要がないものと思われる。

→ 選定委員会において同様の意見があり、令和元年度より市からの業務委託は「受託事業」に分類している。

コ 基本協定書他関係書類は「公の施設に係る指定管理者制度の運用に関する手引」における参考様式を用いて作成したものであるが、当該指定管理業務の内容に合わせて内容を精査し、所要の修正が必要である。また、参考様式そのものにおいても不整合な部分が散見されるため、改定が必要と思われる。

→ 次期選定手続きまでに、文言等を整理する。

また、「公の施設に係る指定管理者制度の運用に関する手引」の見直しの中で、参考様式の改定を検討する。

⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

ア 指定管理者自体の総会や理事会における役員の旅費について、一部指定管理事業から支出している状況が見受けられたことから、業務区分の明確化について指導を行われたい。

→ 指定管理業務とNPO法人としての経費を整理する。

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ア 協定書第24条第2項に定める毎月の報告書について、一部提出されていないものが見受けられるので、協定書の規定に従った処理について適切に指

導願いたい。また、当該書類については提出の必要性については、検討する余地もあるものと思われる。

→ 令和2年度より作成する報告書及び関係書類は、協定書第24条第2項に定めるものを指定管理者から受理する。

イ 事業計画と実績報告に記載された事業名が統一されていないもの、事業計画に記載された事業が実績報告の記載が漏れているものが見受けられた。

→ 指定管理業務の関係書類が正確な内容となるよう十分確認し、必要に応じて適切な指導を行う。

ウ 指定管理者自体の通常総会や理事会など、指定管理事業として実施している実態が見受けられるので、事業の考え方について精査願いたい。

→ NPO法人独自の事業が指定管理業務に含まれないよう、考え方を整理する。

⑦～⑧ 指摘事項なし